

法定福利費を明示した請負代金内訳書の提出について

令和7年4月1日
総務部財政課検査班

このことについて、本市発注の建設工事において社会保険等の未加入対策を強化するため、工事契約事項第3条に定める請負代金内訳書について、下記のとおり取扱うこととしますので通知します。

1. 趣旨

建設業に従事する者の社会保険等への加入を一層促進して労働環境の改善を図るとともに、事業者間の公正な競争環境を確保する観点から、必要な法定福利費が契約段階でも確保されていることが重要となります。

本市でも、社会保険等未加入対策の一環として、国土交通省及び秋田県での取組を踏まえ、着手時に法定福利費を明示した「請負代金内訳書」の提出を求めるものとします。

2. 適用開始日

令和7年4月1日以降に公告・指名する建設工事から適用します。

3. 対象工事

請負金額が200万円を超える建設工事

4. 請負代金内訳書の提出方法等

契約締結後10日以内に、工事監督課へ請負代金内訳書を提出してください。入札時に提出された工事費内訳と請負代金内訳書の工事費内訳が合致していること及び法定福利費が記載されていることを確認します。

5. その他

元請負人及び下請負人は、見積時から法定福利費を必要経費として適正に確保する必要があり、法定福利費を内訳明示した見積書の提出などによって、法定福利費相当額を適切に含んだ額による下請負契約が締結されるようお願いいたします。

なお、湯沢市建設工事下請負の適正化指導要綱及び建設工事の契約事項では、原則、社会保険等未加入建設業者を下請負人としてはならない旨を規定していますので御留意ください。